

令和6年度二市二町市民後見人養成講座実施要項

(沼津市・裾野市・長泉町・清水町)

地域に住む高齢者等が、住み慣れたまちでいつまでも心豊かに暮らしていくために、その人の権利を擁護し、本人利益を守る必要があります。そのため、成年後見制度の担い手である市民後見人の養成を目的に開催します。

1 実施日及び会場

(1) 養成講座日程 <会場：長泉町福祉会館（長泉町）>

基礎研修及び実務研修：令和6年10月4日(金)、11日(金)、25日(金)、11月1日(金)
11月8日(金)、12月6日(金)、13日(金)
令和7年1月10日(金)、24日(金)
※上記以外に実習日と基礎研修期間に面接日を設定。

(2) 事前説明会日程（不参加の場合は養成講座の受講ができません）

<会場：長泉町福祉会館（長泉町）>

令和6年8月30日(金) 13時30分～15時
9月 6日(金) 13時30分～15時

市民後見人や養成講座の内容についての説明会です。受講希望者は、必ず参加して下さい。

2 受講要件

- (1) 沼津市、裾野市、長泉町、清水町に在住の人
- (2) 年齢25歳以上の人（年齢は申込時の満年齢）
- (3) 成年後見制度に理解と熱意のある、心身ともに健康な人
- (4) 事前説明会に参加し、事業の趣旨を理解された人（参加必須）
- (5) 原則として、すべての研修に参加できる人
- (6) 研修終了後、「市民後見人」として登録し活動できる人
- (7) 報酬を前提とせず、被後見人の生涯に渡り後見人の業務を担える人
- (8) DVD再生環境がある人、インターネット接続環境がある人

※感染症等の影響により、講義方式の講座のほか、DVDや動画視聴等による受講・レポート課題を行う場合があります。

3 申込期間及び申込み方法

申込み期間：令和6年9月6日(金)～令和6年9月13日(金) ※当日消印有効

申込み方法：添付の受講申込書もしくは、各市町社協ホームページより所定の用紙をダウンロードし、必要事項に記入、申込書類を同封の上、居住する各市町社会福祉協議会に郵送もしくは持参して下さい。また、添付書類として養成講座受講の志望動機を400字程度にまとめて提出してください。

4 講座カリキュラム

市民後見人として必要な講義等51時間分

詳細は別紙養成講座カリキュラム一覧

5 受講定員

20人程度（二市二町計）

（受講決定者には説明会終了後に受講の可否についての決定通知を送付します。）

6 受講料

受講料は無料

別途、テキスト代2,000円の負担が必要です。

7 注意事項

（1）講座途中に養成講座の理解度等の確認や適性を審査するための面接を行います。

審査の結果以降の講座受講ができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

（2）講座途中でレポート作成等の課題が予定されています。

（3）研修にかかる交通費、昼食等は各自でご用意願います。

（4）感染症等の影響により、講座日程や講義方式を変更する場合があります。

8 市民後見人候補者の登録について

養成講座終了後、最終審査をさせていただき、適正と認められる方を市民後見人候補者（成年後見支援員）としてお住いの各市町社協にて登録させていただきます。

各市町の社会福祉協議会が法人後見を受任したケースについて、法人後見支援員として活動を行っていただきます。

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の生活支援員として業務実績を積んでいただきます。

※市民後見人として活動するためには、家庭裁判所が後見人に選任することが必要となります。

9 主催

沼津市、裾野市、長泉町、清水町

社会福祉法人沼津市社会福祉協議会

社会福祉法人裾野市社会福祉協議会

社会福祉法人長泉町社会福祉協議会

社会福祉法人清水町社会福祉協議会

10 問合せ及び申込書提出先

沼津市

〒410-0032

沼津市日の出町1-15 サンウェルぬまづ内 3F

社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会

電話 055-924-4455

FAX 055-924-4451

長泉町

〒411-0943

駿東郡長泉町下土狩967-2

社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会

電話 055-988-3920

FAX 055-986-3794

清水町

〒411-0903

駿東郡清水町堂庭221-1 福祉センター内

社会福祉法人 清水町社会福祉協議会

電話 055-981-1665

FAX 055-981-0025

裾野市

〒410-1117

裾野市石脇524-1 福祉保健会館2階

社会福祉法人 裾野市社会福祉協議会

電話 055-992-5750

FAX 055-993-5909